

鶴岡工業高等専門学校

新型コロナウイルス感染症の対応方針

---

目 次

I	基本方針	1
1	基本的な感染症対策	1
II	出席停止及び登校可能な基準	1
1	感染症対策の取扱い	1
2	ワクチン接種による副反応の取扱い	2
3	登校開始時にやること	3
III	感染拡大時の対応	3
1	本校内で感染者が発生した場合の対応（感染拡大の可能性のある場合）	3
2	臨時休業の判断	4
IV	学校対応窓口（連絡先）	4

付 録

様式1	回復届	5
資料1	出席停止期間早見表	6
資料2	インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等を行う場合 について	7

---

# I 基本方針

## 1 基本的な感染症対策

### (1) 健康観察

毎日、朝・夕に体調チェックを行う

### (2) 基本的な感染防止対策に取り組む

- ・マスク着用は個人の判断  
：学生生活上マスク着用は求めないが、咳エチケットについては十分留意する
- ・手洗い・消毒の励行  
：特に教室入室時，食事前，帰宅時
- ・適切な換気  
：必要に応じて換気を行うとともに清掃により清潔な空間を保つ
- ・3密の回避  
：人との間隔に留意する

### (3) 免疫力を高める

- ・十分な睡眠
- ・バランスの取れた食事を心がける
- ・適度な運動

# II 出席停止及び登校可能な基準

## 1 感染症対策の取扱い

### (1) 登校を控えることが推奨される期間

- ・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目(※1)として5日間は出席停止とする(※2)、かつ、
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して24時間が経過していること。

(※1) 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

(※2) こうした期間にやむを得ず登校する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

### (2) 周りの方への配慮

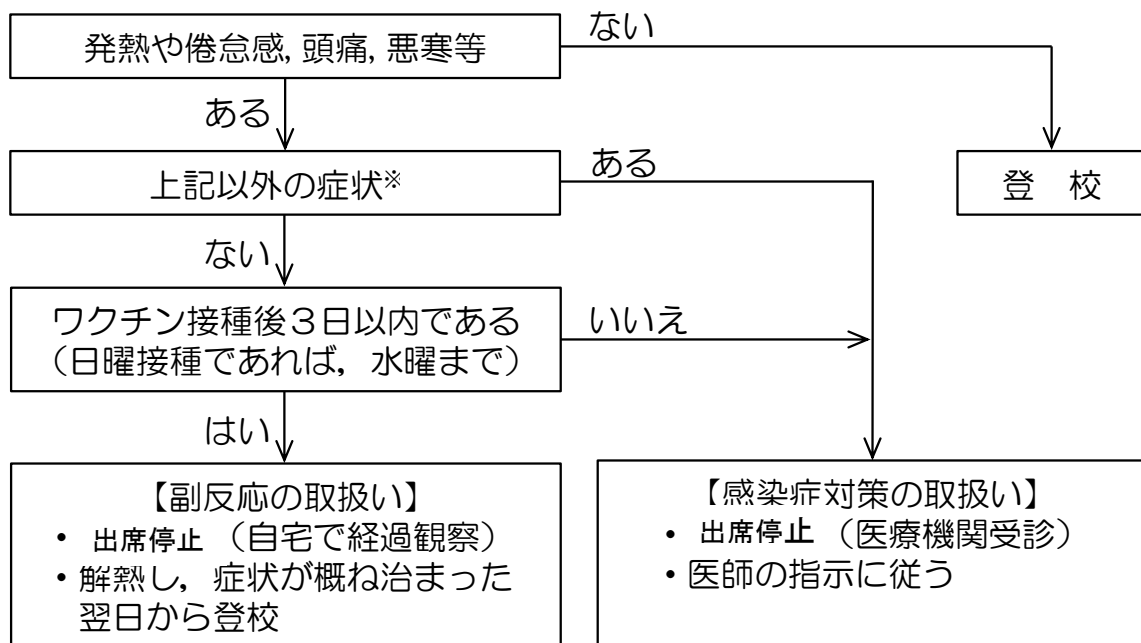
10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを

着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がける。

## 2 ワクチン接種による副反応の取扱い

### 【副反応の取扱い】

- ・接種後3日以内の期間限定の扱いで、“発熱・倦怠感・頭痛・悪寒等”を対象とする。
- ・特に受診を求めるものではない。
- ・自宅待機期間はチャートに示す通り。
- ・ワクチン接種後3日以内であっても、他に症状\*がある場合は、「Ⅱ. 1 感染症対策の取扱い」を適用する。
- ・“発熱・倦怠感・頭痛・悪寒等”が接種後4日以上継続する場合は「Ⅱ. 1 感染症対策の取扱い」を適用する。



ワクチン接種後の登校基準チャート

※ 症状の例：

- |                             |                             |                               |                                |                               |
|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 咳  | <input type="checkbox"/> 鼻水 | <input type="checkbox"/> 鼻づまり | <input type="checkbox"/> のどの痛み | <input type="checkbox"/> 嗅覚障害 |
| <input type="checkbox"/> 下痢 | <input type="checkbox"/> 腹痛 | <input type="checkbox"/> 吐き気  | <input type="checkbox"/> 息苦しさ  | <input type="checkbox"/> 味覚障害 |

### 3 登校開始時にやること

- 教室に行く前に保健センターで発熱の有無と症状の緩和のチェックを受ける
  - ★ 「回復届」・「欠席届」を持参，もしくはその場で記入
  
- 医療機関の領収書，もしくは薬局でもらう「薬の説明書」を持参
  - ★ 有料の診断書は不要，「副反応の取扱い」での欠席の場合は不要
  
- 出席停止（公欠）の手続きとして，「回復届」と「欠席届」を担任に提出

## Ⅲ 感染拡大時の対応

### 1 本校内で感染者が発生した場合の対応（感染拡大の可能性がある場合）

本校で感染者が確認された場合は，学年やコースを問わず感染が拡大する可能性があるため，休校等の措置が必要となる場合が考えられるが，その措置については，県内の衛生主管部局及び学校医等と相談し判断する。

なお，地域や学校において感染が流行している場合などには，文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」に準拠し，一時的に活動場面に応じた対策を講じることがある。（以下は想定される事例）

#### (1) マスクの取り扱い

教職員や学生にマスク着用を推奨する

#### (2) 身体的距離の確保

授業等の活動場面や使用施設の状況等を踏まえ、換気などの対策とも組み合わせながら、学生等の間隔を可能な範囲でとることを推奨する

#### (3) 具体的な活動場面ごとの感染症対策

##### ① 各教科等

「学習活動」において、一時的に次のような対策を講じることがある。

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
- ・ 学生等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する

## ② 学校行事

上記①での対策のほか、次のような対策を講じることがある。

- 手洗いや咳エチケットの推奨
- アルコール消毒薬の設置
- 対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催

## ③ 部活動

上記①での対策のほか、地域の感染状況等を踏まえ、練習試合や合同練習の企画・実施に当たっては、学校として責任をもち、感染拡大の防止に留意する。

## ④ 食事をとる場面

食事の前後の手洗いを推奨するとともに、飛沫を飛ばさないように注意し、一時的に上記①の対策を講じることがある。

## 2 臨時休業の判断

本校で学生の感染が確認された場合、感染拡大のおそれ等を勘案した上で、学校保健安全法第20条に基づき臨時休業の要否等について検討する。

判断する際には、本校の基準「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等を行う場合について」を目安とする。

上記より、学びの保障等に留意しつつ、感染者が在籍するクラスを対象に検討するが、県内の衛生主管部局及び学校医等と相談した上で、必要な範囲、期間において機動的な対応を行うものとする。

## IV 学校対応窓口（連絡先）

### 1 発熱や諸症状があり欠席する場合、感染が心配される場合

- ◆ 通学生：担任（繋がらない場合は学生課（0235-25-9025）
- ◆ 寮生：担任 及び 寮監室（0235-25-9032）

(様式1)

担任

## 回 復 届

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組・コース

出席番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

保護者署名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日より健康観察を行ってきましたが、回復しましたので報告  
します。

# 【資料1】

## 出席停止期間早見表

### 1. インフルエンザ

**出席停止の基準・・・「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」**

最低でも「発症した後5日を経過」するまでは出席停止。それに加えて発熱が長引いた場合は出席停止期間を延期することがある。

※発症日(当日0日目)は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状(38度程度の発熱等)が始まった日とする。熱がそれほど高くなるとも、受診をしてインフルエンザと診断された場合は、医師に経過を話して、発症日を確認すること。

	発症日	発症後					発症後5日を経過した後		
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日に高熱がないがインフルエンザと診断された場合	0日目	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能 (帰寮可能)		
	高熱なし	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能 (帰寮可能)		
発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目					
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能 (帰寮可能)			
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能 (帰寮可能)			
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能 (帰寮可能)			
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能 (帰寮可能)		
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能 (帰寮可能)	

### 2. 新型コロナウイルス感染症

**出席停止の基準・・・「発症した後5日を経過し、かつ症状が無くなって24時間を経過するまで」**

最低でも「発症した後5日を経過」するまでは出席停止。それに加えて症状が残っている場合は出席停止期間を延期することがある。

	発症日	発症後					発症後5日を経過した後		
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日に高熱がないが新型コロナウイルス感染症と診断された場合	0日目	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能 (帰寮可能)		
	高熱なし	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能 (帰寮可能)		

### ※寮生の帰寮について

寮生の帰寮可能日は登校可能日と同一であり、登校可能日に備えて出席停止期間に帰寮することはできない。

自宅が遠方等で帰寮に時間がかかる等の事情で、登校可能日であるにも関わらず出席できなかった授業については「欠席」として扱わない。

# 【資料2】

## インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等を行う場合について

リスク管理室会議は、発症者を確認した場合、保健所及び学校医の助言を受けて、出席停止及び学級閉鎖等の対応を検討する。  
それらの対応を検討する目安は、次の表のとおりとする。なお、出席停止については出席停止期間早見表を参照すること。

	状 況	対 応 の 目 安	
		イ ン フ ル エ ン ザ	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症
ク ラ ス	同一クラス内に、20%以上の罹患者等（インフルエンザ諸類型または新型コロナウイルス感染症。それぞれの疑似症を含む。以下同様）が確認された場合	学級閉鎖（5日間程度） ※自宅にて、外出自粛	学級閉鎖（5日間程度） ※自宅にて、外出自粛
	上記以外	本人のみ出席停止（発症後5日を経過し、かつ解熱後2日まで） ※自宅にて、外出自粛 ※他の学生の登校前の検温、発熱等の症状時は医療機関へ	本人のみ出席停止（発症後5日を経過し、かつ症状が無くなり24時間を経過するまで） ※自宅にて、外出自粛 ※他の学生の登校前の検温、発熱等の症状時は医療機関へ
寮	同一居室内に、罹患者等が確認された場合	本人のみ出席停止（発症後5日を経過し、かつ解熱後2日まで自宅療養） ※登校可能日に帰寮可となる ※同室の他学生は登校前の検温、発熱等の症状時は医療機関へ	本人のみ出席停止（発症後5日を経過し、かつ症状が無くなり24時間を経過するまで自宅療養） ※登校可能日に帰寮可となる ※同室の他学生は登校前の検温、発熱等の症状時は医療機関へ
	留学生の罹患が確認された場合	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日まで寮内療養	発症後5日を経過し、かつ症状が無くなり24時間を経過するまで寮内療養
部活動	部員の20%以上の罹患者等が確認された場合	部活動停止（5日間程度）	部活動停止（5日間程度）

※ さらに感染拡大のおそれがあると判断されるときには、段階的な学級閉鎖等の対応を検討する。